

## 犯罪被害者等支援に関する条例制定にあたって

### ◆犯罪被害者等支援に関する条例の必要性について

近年、犯罪は後を絶たず、犯罪に巻き込まれた被害者は、事件後も長く続く恐怖や様々な生活上の困難など、大きな苦痛を味わっていた。しかし、犯罪被害者は、支援の仕組みが確立していなかったため、十分な支援が受けられず、深刻な状況に置かれていた。

このような中、平成16年12月8日に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者の支援が社会全体の責務となっており、室蘭市としても地域の状況に応じた犯罪被害者の支援策が必要となっている。

このため、被害者支援の基本理念をはじめ、被害回復のための支援策や地域社会及び関係機関と協働した支援活動等を示し、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるため、犯罪、事故及び災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害を除く）を防止することで、明るく安全で住みよいまちづくりを目的とした「室蘭市安全で住みよいまちづくり条例」に「犯罪被害者等支援に関する条項」を盛り込むことで、支援策を示していくこととしたい。

### ◆犯罪被害者等基本法における地方公共団体（市町村）の役割

犯罪被害者等基本法では、地方公共団体（市町村）に対し、相談・情報提供、給付金の支給、保健医療・福祉サービスの提供、雇用・住宅の確保など多岐にわたる施策を地域の状況に応じて策定・実施することを責務として課されている。

### ◆条例制定の効果

内閣府が地方公共団体に示したガイドライン（犯罪被害者等施策の手引き）では、条例の制定等について、『犯罪被害者等基本法では、条例・計画の策定を地方公共団体（市町村）に義務付けられてはいるが、①犯罪被害者等が利用できる施策・事業を一元的に把握し市民に示せる。②庁内関係部局や関係機関・団体が有する各種施策・事業の施策全体に対する位置づけが明確になり、犯罪被害者等の視点に立った横断的な取り組みが進めやすくなる。といった点で、有効な方法と考えられている。』と解説しているほか、条例を制定することによって、地方公共団体（市町村）及びその住民の犯罪被害者支援に対する取組意識の高揚が図られるなど、効果があると考えられる。

### ◆犯罪被害者支援担当窓口に求められている役割

- ・ 施策の総合的な推進に係る企画・調整  
犯罪被害者等及びその支援者からの意見・要望を一元的に把握し、横断的に施策の企画立案・調整。
- ・ 関係機関・団体間の連携促進  
国、道、民間団体、その他関係機関・団体との連携窓口。
- ・ 相談情報提供  
総合的な窓口としての対応のほか、関係機関・団体に関する情報提供・橋渡し等。
- ・ 広報啓発  
犯罪被害者支援の必要性、利用できる制度に関すること等についての広報啓発。

## ◆「室蘭市安全ですみよいまちづくり条例」に盛り込むにあたっての基本的な考え方

### ①目的

犯罪等の被害者支援のための施策の整備に関する事項を明確化（要綱等）し、被害者が必要とする支援を総合的に提供することを目的とする。

### ②基本理念

支援は、犯罪被害者の人権と幸福を追求する権利の保障を第一に、生活上の苦難や心の痛みからの回復のために、その置かれている状況や実情にあった適切なものを行うものとする。

### ③支援対象者

支援の対象とする被害者の範囲は、次のすべてを満たしている人とする。

- i. 被害者本人及びその家族又は遺族で、市内に在住している人
- ii. 刑法犯により心身に著しい被害を受けている人
- iii. 警察署に被害届を提出しているなど、客観的に被害を受けたことが確認できる人

### ④担当窓口の設置

地域生活課（相談室）に、犯罪被害者のための総合支援を行う担当窓口を置き、面接・電話相談に応じるほか、被害者等への情報提供、助言、担当課等への紹介などを行う。

### ⑤主な支援の施策

#### i. 法律相談

対象：刑事手続きや法的手段に関する相談を希望する人

内容：弁護士の無料法律相談や法テラス等の専門相談を紹介

#### ii. 一時利用住居

対象：安全確保等のために、新たな住居または転居が必要であるが、すぐに民間賃貸住宅への転居が困難な人

内容：市営住宅を一定期間、優先的に提供（有料）

#### iii. 育児援助

対象：被害者の傷害・死亡や裁判所への出頭等により、育児などが困難と認められた人

内容：保育所等の預かり保育やこどもショートステイなどの利用（有料）

#### iv. 経済的支援

対象：被害を受けたことにより就労困難等となり、すぐには収入が得られず生活困窮となった人（給付等による経済的負担の軽減は行わない）

内容：・医療費納付の相談

・後期高齢者医療保険料や国民健康保険料の納付相談（分割納付など）

・税の納付相談（市・道民税、固定資産税等の分割納付など）

・生活保護の申請

#### v. 精神的支援

対象：被害を受けたことにより、精神保健に関連する問題をかかえている本人や家族、関係者等

内容：正しい知識や対処方法についての指導や保健所等の関係機関の紹介